

第5章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトのねらい

望ましい環境像である「自然と共生するまち 八幡浜」を実現していくために、八幡浜市が重点的に進めていく良好な環境の保全と創造への取り組みを整理します。

環境問題は、複雑化・多様化しており、地球温暖化などの地球環境問題、都市・生活型の公害問題、廃棄物の問題などさまざまな問題への対応が求められています。

第4章の「施策の基本的方向と各主体の取り組み」で整理した施策の中から、重点的に推進する施策を明らかにし、八幡浜市の環境の現状と課題を踏まえて、八幡浜らしさを発揮する取り組みを重点プロジェクトに位置付けます。

2 重点プロジェクトの抽出

●脱温暖化をめざす …… 総合性

私たちの身近な生活にも大きな影響をおよぼす地球温暖化の防止に向けて、エネルギーの問題、廃棄物の問題など総合的な取り組みが必要です。

参照施策 ・基本施策 1 協働で築く脱温暖化をめざすまち
 ・基本施策 2 人と環境にやさしいまち
 ・基本施策 10 資源循環の推進

●自然と共生する …… 地域性（八幡浜らしさ）

八幡浜市を囲む海や山は、私たちに自然の恵みとやすらぎを与えてくれます。かけがえのない財産として、その保全に努め自然と共生するまちをめざします。

参照施策 ・基本施策 3 健全で豊かな森林づくり
 ・基本施策 5 親しみのある水辺の保全
 ・基本施策 7 水と緑の空間づくり
 ・基本施策 9 生活環境の保全

●参加と協働 …… 主体性

環境問題を解決するには、行政だけでなく、市民・事業者の協力が不可欠です。市民・事業者の環境問題に対する意識の向上を図り、主体的な行動を促進する取り組みが必要です。

参照施策 ・基本施策 12 地域づくり
 ・基本施策 13 協働の仕組みづくり

●脱温暖化をめざす …… 総合性

【背景と目的】

地球温暖化は、私たちのさまざまな活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増大により引き起こされているといわれており、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、世界中で温室効果ガスの削減を図るため京都議定書が平成9年（1997年）に議決されました。

八幡浜市では、「地域省エネルギービジョン」、「八幡浜市地球温暖化対策実行計画」を平成20年3月に策定し、市の事務および事業の実施に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の計画的削減に努めています。

温室効果ガス削減に向けた主な取り組みとして、省エネ活動の推進、住宅および小中学校へ太陽光発電システムを設置し再生可能エネルギーの利用を促進、使用済み天ぷら油をバイオディーゼル燃料に精製しごみ収集車の燃料として使用、資源循環の推進などの取り組みを行ってきました。

しかし、石油などの化石燃料を用いるエネルギーと比較して温室効果ガスの排出量が少なく、さらに持続的な利用が可能である再生可能エネルギーの利用普及はまだまだ不十分であり、導入促進は今後の課題の一つです。

八幡浜市の今後の地球温暖化対策については、地域の実情に応じた対策を講じていく必要があります。それには、省エネルギー機器・設備の導入促進、再生可能エネルギー利用の普及促進、エコ自動車の普及などの直接的な削減対策を講じていくとともに、市民、事業者への普及啓発、情報提供により生活スタイルやビジネススタイルの転換を図っていくことも重要です。

参照施策	・基本施策 1	協働で築く脱温暖化をめざすまち
	・基本施策 2	人と環境にやさしいまち
	・基本施策 10	資源循環の推進

【重点取り組み】

温室効果ガス排出抑制の推進・・・基本施策 1

- ・「八幡浜市地域省エネルギービジョン」による温室効果ガスの排出抑制のための取り組みを促進します。
- ・八幡浜市行政の温室効果ガス排出削減に取り組むために「八幡浜市地球温暖化対策実行計画」を促進します。

再生可能エネルギーの活用・・・基本施策 1

- ・再生可能エネルギーの情報提供に努め、利用促進を図ります。
- ・公共施設への太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・住宅用太陽光発電システムなどの導入に対する補助制度を促進します。
- ・廃食用油の再利用などによるバイオマスエネルギーの利活用を推進します。

環境にやさしい交通・・・基本施策 2

- ・エコ自動車の普及を促進します。
- ・エコドライブの実践を推進します。
- ・徒歩、自転車の利用を推進します。
- ・自転車通行環境の整備を推進します。
- ・渋滞解消にもつながる市内幹線道路を整備し、円滑な交通を推進します。

循環型社会の構築・・・基本施策 10

- ・3Rを推進します。
- ・一般家庭におけるごみ減量意識の普及啓発に努めます。
- ・ごみ分別、リサイクルに対する意識啓発に努めます。
- ・マイバック運動を推進します。

●自然と共生する・・・地域性（八幡浜らしさ）

【背景と目的】

八幡浜市の環境に関する地域特性を考えた時、多くの人が海や山に囲まれた「豊かな自然」を思い浮かべるのではないのでしょうか。そして、この「豊かな自然」こそが「八幡浜らしさ」といえます。

八幡浜市は、その面積の多くを緑豊かな森林が占め、海の側まで山々が迫り、入り組んだ海岸線によって形成された水と緑に囲まれた自然豊かなまちです。豊かな海は、八幡浜港を中心に漁業と魚のまちとしての発展をもたらしました。また、温暖な気候とさわやかな潮風のなか、空・海・地からの反射による3つの太陽の光を浴び、良質なみかん産地としての地位を確立しています。

アンケート調査によると、八幡浜市の環境について「山や森林などの自然の緑の美しさ」に全体の70%を超えた人が満足・やや満足と回答していますが、「海、川、水路などの水のきれいさ」は40%に留まっています。また、環境をよくするために取り組めば良いと思うことおよび行政が今後どのような問題に取り組むべきかについては、「川や海の水質保全」・「下水道の整備や合併浄化槽の設置・普及」・「生活排水対策の推進」などに関心が示されており、緑環境に比べると水環境の改善を望む人が多いという結果が出ています。

市街地には、千丈川・五反田川・喜木川・宮内川などが流れていますが、公共下水道の普及、合併処理浄化槽の設置により徐々に水質が改善されています。今後も、下水道接続率の増加、合併処理浄化槽の普及によりさらなる水質改善に努め、魚のまちとしての豊かな漁場を育てていきます。

八幡浜らしい豊かな海（水）と山（緑）に囲まれたまちを守り育てるとともに、その土台にある豊かな自然と共生していくことをめざし、市民・事業者・行政が一体となった自然保護意識の共有により、豊かな森林や水辺空間などの自然と調和し共生するまちづくりに取り組みます。

参照施策	・基本施策 3	健全で豊かな森林づくり
	・基本施策 5	親しみのある水辺の保全
	・基本施策 7	水と緑の空間づくり
	・基本施策 9	生活環境の保全

【重点取り組み】

水環境の保全 …… 基本施策 5 基本施策 7 基本施策 9

- 生態系豊かな河川環境の回復（多自然の川づくり）を推進します。
- 海浜、河川の環境美化活動を推進します。
- 公共下水道の整備および接続率の増加、合併処理浄化槽の普及により、生活排水による水質汚濁防止対策を推進します。
- 水質の実態を的確に把握する体制を整え継続的な調査を実施し、水質汚濁防止対策に努めます。
- ホタルなどの水生生物が生息する水辺での自然体験型事業を行い、環境配慮への意識の向上を図ります。

緑環境の保全 …… 基本施策 3 基本施策 7

- 市民の森、市民の木などを指定することにより、身近な生活空間にある豊かな緑の保全を進めます。
- 公園や沿道などの緑化を図るため、地域住民の参加・協力を得ながら、緑を増やす活動を促進します。
- 人と動植物が共生できる環境を保全していくために、身近にある山や山腹などの自然植生の保全に取り組みます。
- 緑を守る地域の美化活動を推進します。
- 沿道の民有地の緑化、屋上緑化、街路樹の植栽など住宅地における緑化を推進します。

水と緑のやすらぎの空間 …… 基本施策 7

- 公園や緑地などの市街地における水と緑に触れるやすらぎの空間整備を推進します。
- 八幡浜みなと、おさかな牧場シーロード八幡浜などの豊かな自然に囲まれた施設の活用を促進します。

●参加と協働・・・主体性

【背景と目的】

大気汚染・水質汚濁・騒音・廃棄物の処理など、私たちの生活に密接に関わっている環境問題の解決には、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの立場や役割分担に応じて自ら率先して環境に配慮した行動をとるとともに、互いに連携・協働してさまざまな活動に取り組むことが重要です。そしてなにより、環境にやさしい社会をつくり、将来の世代に引き継ぐことが私たちの責務として求められています。

そのようななか、八幡浜市において、環境に関するさまざまな場面で活動を行っているボランティア団体、事業者、市民団体は、それほど多くありません。良好な環境の保全と創造に向けた取り組みを進めるにあたり、環境を大切に作る人づくりは最初に取り組むべき重要な施策として位置付けられます。

今後は、学校・家庭・職場における環境学習はもとより、町内会・公民館などの地域の環境学習の充実を図り、市民や事業者の環境に関する正しい知識の習得と環境保全の意識を高め、各主体が互いの立場を尊重し、それぞれが主体性を持って協力し地域を越えた環境保全活動へと発展することを展望しながら、環境基本計画の推進を図るための制度や体制の整備に取り組めます。

参照施策 ・基本施策 12 地域づくり
・基本施策 13 協働の仕組みづくり

【重点的取り組み】

環境学習の推進・・・基本施策 12

- 総合的な環境学習の推進を図るために、講座型・体験型・イベントなどのプログラムの提供を推進します。
- 環境講座などの実施を通じて、児童・生徒・市民などを対象とする環境学習を推進します。
- 市民が気軽に参加できる環境イベントなどの開催を推進します。
- 環境に関する情報収集・情報提供・情報交換の充実を図ります。

環境ネットワークの充実・・・基本施策 13

- 地域環境に関するリーダーとなる環境マイスター制度を推進します。
- 市民、事業者、団体などの環境ネットワークの整備を推進します。
- 地域における環境美化活動を推進します。
- 新たな環境ボランティア団体の育成を推進します。

事業者の環境保全活動の促進・・・基本施策 12

- 社会的責任（CSR）の一環としての環境保全・創造のための行動を促進します。
- 環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- 事業者が率先して取り組んでいる先進的な環境活動事例を公表します。
- 事業者が所有する施設などを利用した環境学習を推進します。
- 環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。

環境学習の拠点整備・・・基本施策 12

- 環境保全活動を行っている市民、事業者、団体と協力し環境学習の情報発信や実践活動の地域拠点となる場の整備を進めます。
- 環境分野の地域交流拠点（公民館など）の整備に努めます。
- 地域環境資源の保全と活用に努めます。